最終改訂：令和６年６月

添付書面の記載及び有用事例について

名古屋国税局　課税総括課

目次

Ⅰ　書面添付制度の趣旨・効果　Ｐ１

Ⅱ　書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方　Ｐ３

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式　Ｐ４

Ⅳ　添付書面の具体的な作成基準　P10

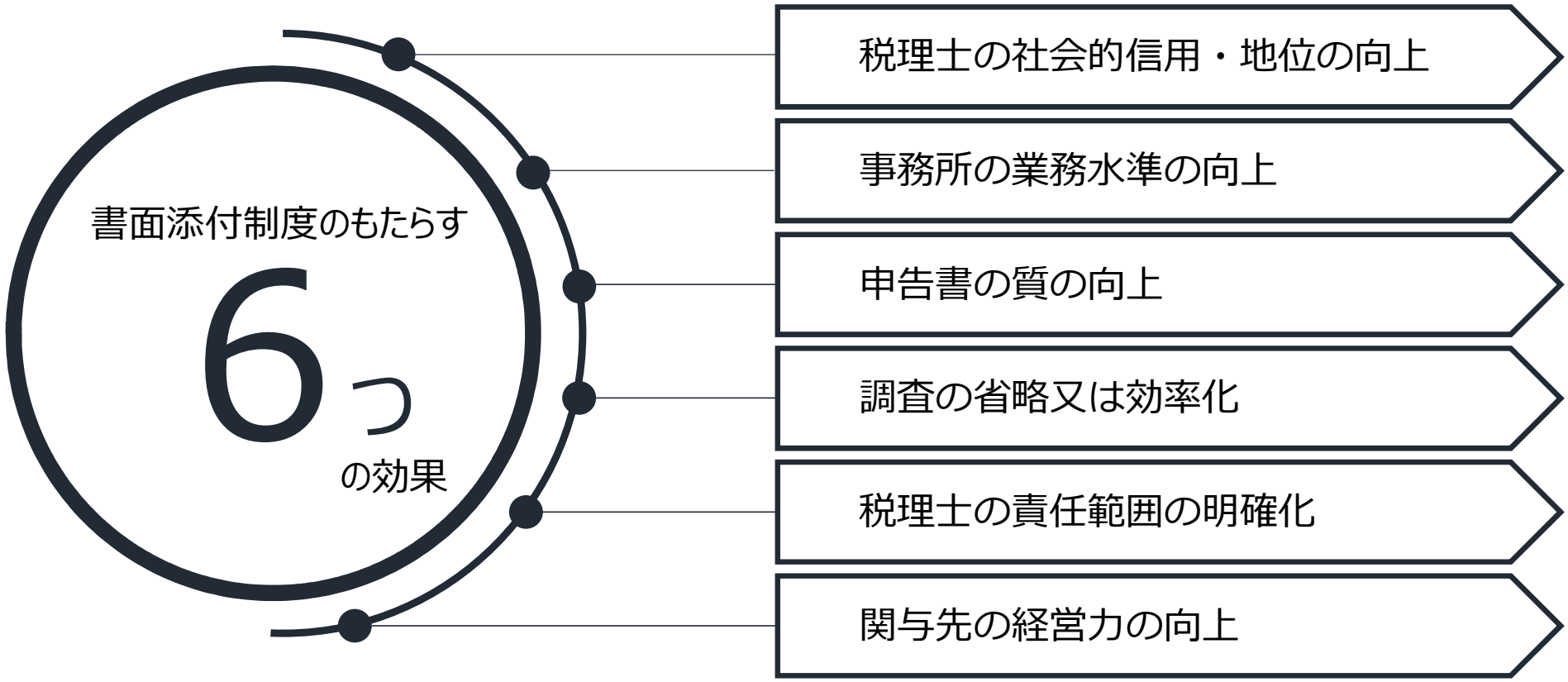
Ⅴ　税目別の有用事例　P11

申告所得税・法人税 P11 ／ 消費税 P33 ／ 相続税 P37

Ⅰ　書面添付制度の趣旨・効果

書面添付制度とは、税理士が作成又は審査した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを、税理士法第33条の２に規定する書面（いわゆる添付書面）や、税理士への意見聴取を通じて明らかにすることが可能な**税理士に付与された権利**であり、**法令に沿った適正な申告書の作成・提出に資する**とともに、国税当局もこれを尊重することで、**税務執行の円滑化・簡素化を図る**趣旨で作られた制度

日本税理士会連合会リーフレットより



Ⅰ　書面添付制度の趣旨・効果

書面添付制度の効果として、法第33条の２の書面に記載された事項は、税務の専門家である税理士からの申告書に関する情報であることから、**申告審理や調査の要否等の判断において、積極的に活用**されるほか、調査通知前の**意見聴取の段階で疑義が解消し、結果として調査の必要性がないと認められた場合**には、納税者の事務所等に臨場して行う帳簿書類の**調査に至らない**こともあり得る。

（国税庁ホームページから抜粋）

○　国税当局の活用状況



申告審理や調査の要否等の判断に活用

➢　この時点で調査の必要がないと判断すれば調査が不要となる

税務調査の調査通知前の意見聴取で疑問点が解消

➢　臨場せずに調査省略へ

Ⅱ　書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方

○　平成21年４月１日付「・・・（※）書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」（事務運営指針）【抜粋】

第１章「３　書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営」

添付書面は、申告審理や準備調査に積極的に活用するほか、添付書面の記載事項のうち確認を要する部分については、**意見聴取の際に十分聴取**するよう努める。

第２章第２節「３　意見聴取の内容」

制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識した上で、意見聴取の機会を積極的に活用し、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて**個別・具体的に質疑を行う**などして疑問点の解明等を行い、その結果を踏まえ調査を行うかどうかを的確に判断する。

第２章第２節「１　調査通知前の意見聴取の実施」

「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第１面「１　提示を受けた帳簿書類に関する事項」欄から第３面「５　総合所見」欄又「申告書に関する審査事項等記載書面」の第１面「１　相談を受けた事項」欄から第３面「５　総合所見」欄に全く記載がないものは、法第33条の２第１項又は第２項に規定する記載事項が記載されていないものであり、**添付書面に該当しないものであることから**、そのような添付書面が添付されていたとしても**補正依頼、意見聴取等を行う必要はない**ことに留意する。

第２章第２節「５　意見聴取結果の税理士等への連絡」

意見聴取結果を口頭により説明し、**「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しないケース**

① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して**指導した事項がある場合**

② 「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第２面「３　計算し、整理した主な事項」欄及び第３面「５　総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第２面「３　審査した主な事項」欄及び第３面「４　審査結果」欄に**記載がない場合**

③　②に掲げる各欄の記載はあるが、**明らかに記載に不備がある**又は**内容が具体性に欠ける**など、②に準ずると認められる場合

※　各事務系統において、「個人課税部門における」、「資産税事務における」、「法人課税部門における」及び「酒税に関する」事務運営指針を発出しています。

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式（１／４）



税　　申告書（　　年分・　年 月 日 / 年 月 日 事業年度分・　　）に係る

受付印

申告書の作成に関する計算事項等記載書面　　33の2①

年　月　日
殿

	※整理番号	

税理士又は税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話（　）　－
書面作成に係る税理士	氏　名	
	事務所の所在地	電話（　）　－
	所属税理士会等	税理士会　支部　登録番号　第　号
税務代理権限証書の提出		有（　）・無
依頼者	氏名又は名称	
	住所又は事務所の所在地	電話（　）　－

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の１から５までに掲げる事項であります。

１　提示を受けた帳簿書類に関する事項

帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称
①	②

２　自ら作成記入した帳簿書類に関する事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
③	④

※事務処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・　・		・　・	・　・

（１／４）

令和４年度税制改正により、**令和６年４月１日以降の提出分から**様式改訂

- **添付書面の名称変更**
 - 旧：税理士法第33条の２第１項に規定する添付書面
 - 新：申告書の作成に関する計算事項等記載書面
- **第３面に「総合所見」欄の新設**

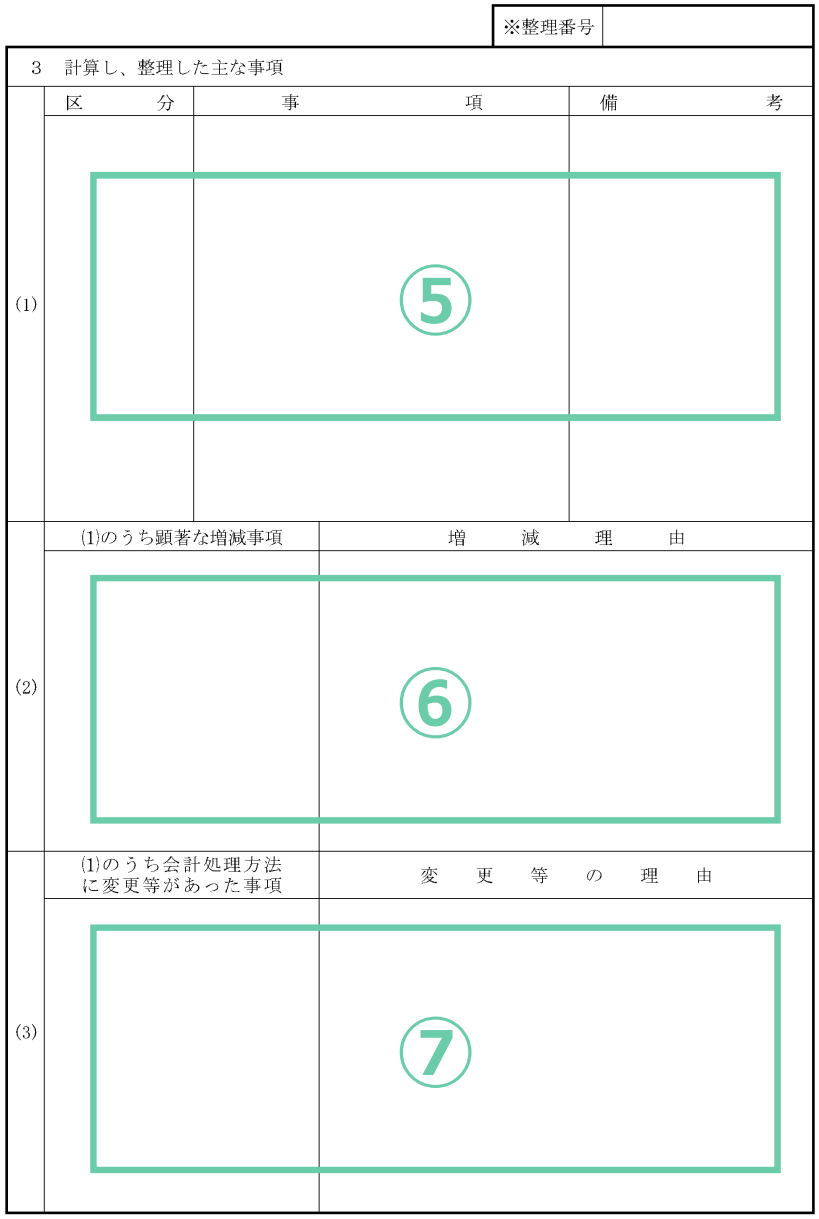
1　提示を受けた帳簿書類に関する事項

①	納税者から提示を受けた帳簿書類のうち、申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いた帳簿書類の名称を記載
②	納税者から提示を受けた帳簿書類のうち、検討の対象にしなかったものを記載

2　自ら作成記入した帳簿書類に関する事項

③	申告書の作成に当たって、税理士が自ら作成、記入した帳簿書類の名称を記載
④	申告書の作成を依頼された税理士が、帳簿書類を自ら作成、記入するに当たって、その基となった書類等の名称を記載

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式（２／４）



※整理番号

3　計算し、整理した主な事項

	区　分	事　項	備　考
(1)	⑤		

	(1)のうち顕著な増減事項	増　減　理　由
(2)	⑥	

	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変　更　等　の　理　由
(3)	⑦	

（２／４）

３（１）計算し、整理した主な事項

⑤	区分	計算又は整理した勘定科目や申告調整科目のうち、主要なもの及び課税標準の計算に当たって特に重要と認められる科目を記載
	事項	「区分」ごとに、計算・整理した内容を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度を記載
	備考	「区分」ごとに、計算・整理の際に留意した事項等を記載

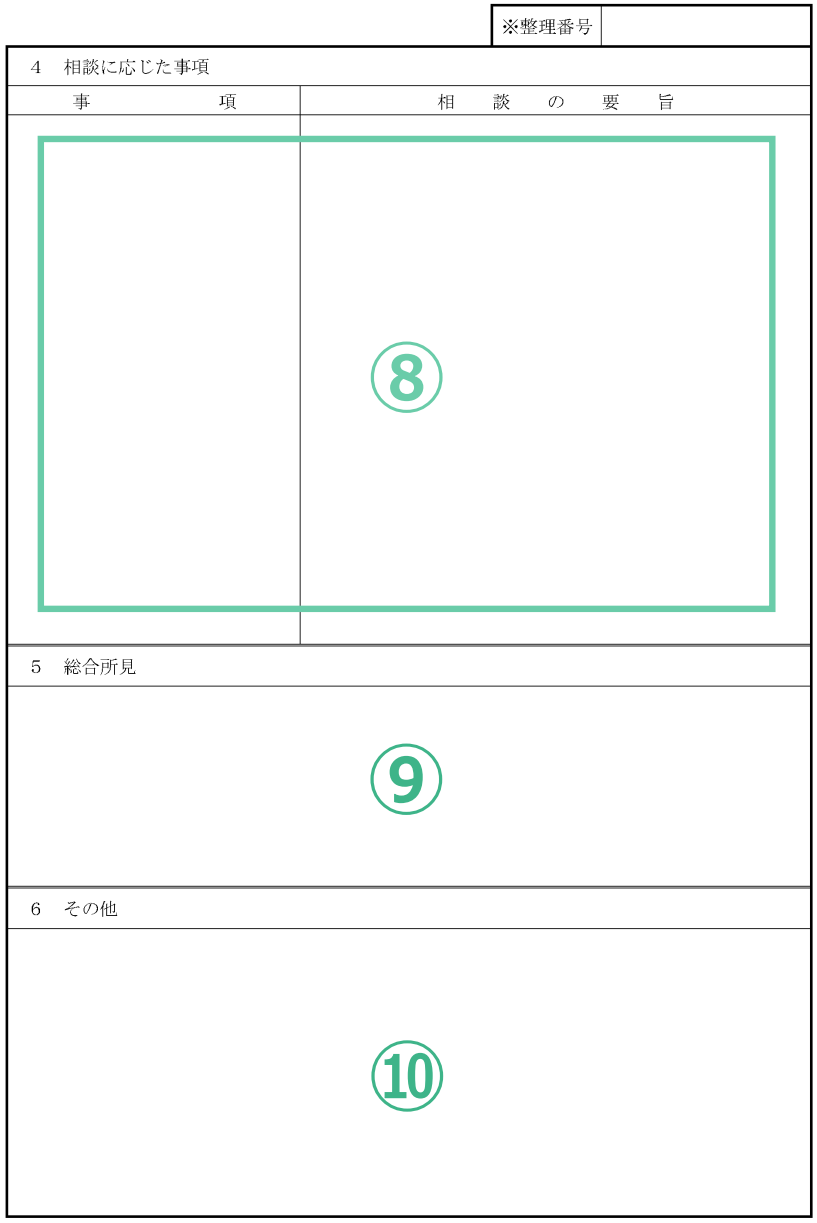
３（２）（１）のうち顕著な増減事項

⑥	事項	（１）に記載したもののうち、前期（前年）等と比較して金額が顕著に増減したものについて、その増減事項を記載
	理由	記載した事項ごとに、その原因・理由等を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度を記載

３（３）（１）のうち会計処理方法に変更等があった事項

⑦	事項	（１）に記載したもののうち、当期（当年）において会計処理方法に変更等があった事項について、その変更等があった事項を記載
	理由	記載した事項ごとに、その原因・理由等を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度を記載

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式（３／４）



4　相談に応じた事項

⑧

事項　税理士法第２条第１項第３号に規定する税務相談に関し、特に重要な事項に関する相談項目を記載

要旨　記載した事項ごとに、その相談内容、回答要旨、申告書への反映状況等、税務上の留意点や処理について、指導・助言した状況を具体的に記載

5　総合所見

⑨

申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項の総合的な所見を記載

【例】
- 納税者の税務に対する姿勢・認識
- 経理状況・帳簿書類の保存状況
- 内部けんせいの状況
- 関与状況（どのような頻度で帳簿書類等の確認や税務相談に応じているか等）
- 事業の概況等

6　その他

⑩

- 各税理士会作成の業務チェックリスト等を活用して確認した場合には、その旨を記載
- １～５までの各欄に記載した事項以外の事項で、記載すべき事項があれば記載

【例】
申告書の作成に関し、計算し、整理した事項以外の事項で個別的・特徴的である事項や、税理士が行う納税者の帳簿書類の監査の頻度、申告書作成に当たって留意した事項等

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式（４／４）

※整理番号	

＊追加記載する事項		
A		
B	C	D
	⑪	

＊追加記載する事項		
A		
B	C	D

（４／４）

※　追加記載する事項

⑪

１から６の各欄を使用しても、なお記載しきれない場合に使用
この場合、「Ａ」欄には１から６までの記載しきれなかった項目名を記載し、「Ｂ」欄から「Ｄ」欄には、「Ａ」欄に記載した項目の区分に応じて記載

【例１】

※　追記する事項		
Ａ　３　計算し、整理した主な事項（1）		
Ｂ　区分	Ｃ　事項	Ｄ　備考

【例２】

※　追記する事項		
Ａ　３　計算し、整理した主な事項（2）		
Ｂ　（1）のうち顕著な増減事項	Ｃ　増減理由	Ｄ　－

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式【資産税用】（１／２）

税　　申告書（　　年分・　年　月　日相続開始分）に係る

受　付　印

申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）33の2①（資）

年　月　日
殿

	※整理番号	
税理士又は税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話（　）　－
書面作成に係る税理士	氏名	
	事務所の所在地	電話（　）　－
	所属税理士会等	税理士会　支部　登録番号　第　号
税務代理権限証書の提出		
依頼者	氏名又は名称	
	住所又は事務所の所在地	電話（　）　－
相続税の場合	被相続人の氏名	
	被相続人の住所	

「被相続人」の氏名・住所欄を追加

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の１から５までに掲げる事項であります。

１　提示を受けた書類等に関する事項

書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の書類等以外の書類等

「帳簿書類等」から「書類等」に変更

２　自ら作成記入した書類等に関する事項

書類等の名称	作成記入の基礎となった書類等

※事務処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・　・		・　・	・　・

（１／４）

※整理番号	

３　計算し、整理した主な事項

	区分	事項	備
(1)			

(1)のうち個別的・特徴的な事項	備考
(2)	

「顕著な増減事項」から「個別的・特徴的な事項」に変更

（２／４）

令和６年４月１日以降の提出分から、**新たに資産税用の様式を制定**

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式【資産税用】（１／２）

※整理番号	

4　相談に応じた事項

事　　項	相　談　の　要　旨

5　総合所見

6　その他

（3／4）

所得税・法人税等の様式と同一

※整理番号	

＊追加記載する事項

A

B	C	D

＊追加記載する事項

A

B	C	D

（4／4）

Ⅳ　添付書面の具体的な作成基準

（日本税理士会連合会　添付書面作成基準（指針）から抜粋）

申告書の作成（審査）等に当たり、計算し、整理し又は相談に応じた事項や、審査した事項について、どのような帳簿や書類等を基に、どのように計算、整理等を行ったかを**具体的に記載**する。

- **計算し、整理した主な事項について、どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認したのか**
- 審査した主な事項について、どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認（審査）したのか
- **前年（度）と比較して顕著な増減が見受けられる事項について、どのような理由から増減したのか**
- **会計処理方法に変更等があった事項について、どのような理由からどのように変更したのか**
- **相談に応じた事項について、どのような相談があり、それに対してどのような指導又は確認をしたのか**
- 審査した事項について、その結果に至るまでに、どのような確認作業等を行ったのか

などを中心に、具体的かつ正確に記載する。

○　添付書面作成に当たっての留意事項

1　書面添付はあくまでも税理士の権利に基づくものであり、税務の専門家として納税者との委嘱契約に基づき、信頼関係を基本として行うものである。

2　**税理士の関与の程度と確認事項を開示**し、申告書の適正性を表明するものであるが、申告書の内容を全面的に保証するものではない。

3　法令を遵守し納税義務の適正な実現を図るために行った**業務の結果は申告書に反映**されるが、**添付書面は、その内容を更に詳細に開示**するものである。

4　書面の１欄から５欄は、計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにするものであり、これらの欄に全く記載がないものは、税理士法33条の２に規定する書面に該当しない。



申告所得税・法人税に係る有用事例

Ⅴ－１　具体的でない記載と具体的な記載例

所得税　法人税

３（１）　計算し、整理した主な事項

・ 勘定科目ごとの具体的な業務内容（どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認したか）
・ 計算・整理の際に留意した事項

具体的でない記載例

例１

３　計算し、整理した主な事項			
	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	特記事項なし	「特記事項なし」、「特段意見なし」といった記載に終始しているもの。	
（２）	（１）のうち顕著な増減事項	増　減　理　由	
	特記事項なし		

例２

３　計算し、整理した主な事項			
	区　　分	事　　項	
（１）	売上高	客が増加して売上が増加した。	「客が増加して売上が増加した」など、申告書上明らかな事項のみの記載にとどまり、客が増加した要因について具体的な記載がないもの。
	仕入高		勘定科目の記入のみで具体的事項について記載がないもの。

Ⅴ－１　具体的でない記載と具体的な記載例

所得税　法人税

例１・２を具体的に記載すると

具体的な記載例

３　計算し、整理した主な事項

	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	売上高	毎月、レジ記録と会計日計表の照合を行い、売上計上漏れのないことを確認した。 売上高はレジペーパーにより日々管理され、現金は日々レジペーパーと実際現金有高及び現金金種表により管理している。 自家消費は台帳が整備されており、毎月一括して計上されていることを確認した。	レジ記録 会計日計表 レジペーパー 現金金種表 自家消費台帳

税理士が毎月レジ記録と会計日計表の照合を行い、売上計上漏れのないことを検討・確認している。

３　計算し、整理した主な事項

	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	売上高	支店ごとに売上日計表を作成しているため、この日計表を基に売上金額を支店ごとに集計し毎日計上している。 日々の現金過不足についても同様に処理している。 その日の売上金は支店ごとの普通預金通帳へその都度入金している。 店舗のクーポン券について販売時に売上へ計上している。 クレジットカードでの売上についても、日計表に記載し、売掛金としてその日の合計に集計処理している。	支店ごとに収支計算処理した。 支店ごとに預金管理をしている。 日計表で売上と現金残高との照合を行っている。 後日カード会社からの支払通知により売掛金を処理した。

入金形態とチェック状況の詳細が説明されており、税理士がよく検討・確認している。

Ⅴ－１　具体的でない記載と具体的な記載例

所得税　法人税

３（２）（１）のうち顕著な増減事項

・ 前年（度）と比較して顕著な増減が見受けられる事項についてどのような理由から増減したのか

具体的でない記載例

例３

	（１）のうち顕著な増減事項	増　減　理　由
（２）	売上の減少	客数が減少したため
	仕入の増加	仕入額が増加したため
	人件費の増加	アルバイトが増加したため

「増加した」・「減少した」の記載に終止しており、肝心の増加及び減少した「理由」についての記載がないもの。

例４

	（１）のうち顕著な増減事項	増　減　理　由
（２）	売上高の増加	当期売上高は前期比約120％、金額にして約4,000万円の増加となった。
	外注費の減少	

前期	当期	対前期比
9,950千円	4,355千円	43.8％

率や金額の記載のみで、その増減理由について記載がされていないもの。

Ｖ－１　具体的でない記載と具体的な記載例

所得税　法人税

例３を具体的に記載すると

具体的な記載例

飲食店の場合

	（１）のうち顕著な増減事項	増　減　理　由
（２）	売上の減少	同業者の進出が激しいＸ地区において、お客の他店への流出は避けられず、客数の減少により、売上の維持が難しくなってきている。 また、この不況の影響から、業界全体的に客単価も下がってきており、当期は売上が減少した。
	売上利益率の低下	売上の減少に併せて、主要仕入先（親会社）の単価の見直しにより、仕入が増加し、利益率が低下した。
	人件費の増加	ここ数年、労働条件の改善のため、社員(固定給）の就労時間の短縮に取り組んできた。 それに伴い、配膳等についてはアルバイトに頼ることが多くなったことから雑給が増加した。

客数及び客単価の減少、主要仕入先の仕入単価の見直し、社員（固定給）の就労時間の短縮に伴うアルバイトの増加など、増加及び減少の理由（要員）を税理士が分析・確認している。

Ⅴ－１　具体的でない記載と具体的な記載例

所得税　法人税

例４を具体的に記載すると

具体的な記載例

不動産仲介業の場合

	（１）のうち顕著な増減事項	増　減　理　由
（２）	売上高（仲介収入等）の増加	売上の大幅な増加要因は、同業他社との共同開発事業に関わったコンサルティング料（3,000万円）と、大口の不動産売買に伴う仲介手数料（2,000万円）である。 なお、前期に計上していた請負工事（1,000万円）が当期はなかったものの、当期売上高は前期比120％の約4,000万円の増加となった。
	外注費の減少	前期は請負工事に係る下請先への外注費が計上されていたが、今期は請負工事がなく、共同開発に係る調査開発費用等が計上されている。

売上の増加について、コンサルティング、不動産売買の仲介といった取引形態を具体的に記載した上で、伸び率についても示しており、税理士がよく検討・確認している。

前期	当期	対前期比
9,950千円	4,355千円	43.8％

外注費の減少について、前期との比較のほか、その増減理由が説明されている。

Ⅴ－１　具体的でない記載と具体的な記載例

所得税　法人税

４　相談に応じた事項

・税務相談のうち、申告書の課税標準等の計算に関して特に重要な項目
・相談の結果、どのように反映されたか（どのような指導又は確認をしたのか）

具体的でない記載例

例５

４　相談に応じた事項	
事　　項	相　談　の　要　旨
決算賞与の支給	決算賞与を支給したい旨の相談があった。

相談の具体的な内容や、その相談についてどうアドバイスをしたか等の記載がされていないもの。

例６

４　相談に応じた事項	
事　　項	相　談　の　要　旨
会員権償却損	ゴルフ会員権を損金経理できるかどうか相談を受けた。
貸倒損失	貸倒損失を損金経理できるかどうか相談を受けた。

Ⅴ－１　具体的でない記載と具体的な記載例

所得税　法人税

例５を具体的に記載すると

具体的な記載例

４　相談に応じた事項

事　　項	相　談　の　要　旨
決算賞与の支給	ここ何年か経営が厳しく、人件費の削減などをして経営体質の改善に取り組んできたが、前期から開発に乗り出した自社製品により、業績回復の兆しが見え始めた。 このため、以前の人件費まで戻すには至らないが、今後の従業員の頑張りを期待して、決算賞与を支給したい旨の相談を受けた。 決算賞与に係る税法上の損金算入要件などについて説明したところ、未払計上はせず、全従業員への支給額の通知後、すぐに支払う旨の話があったため、損金計上の可否について、支給状況等から確認を行った。

決算賞与の支給を検討している具体的な理由まで記載している。
また、決算賞与の税法上の取扱いについて説明した旨の記載だけでなく、自ら相談を受けた内容を確認したことまで記載されており、税理士がよく指導・確認している。

Ⅴ－１　具体的でない記載と具体的な記載例

所得税　法人税

例６を具体的に記載すると

具体的な記載例

４　相談に応じた事項

事　　項	相　談　の　要　旨
会員権消却損	令和３年４月１日破産宣告をしたＡ（株）が発行しているゴルフ会員権（2,987千円）を損金経理できるかどうか相談を受けた。 破産管財人に確認したところ、破産会社に財産的価値のある資産はなく、預託金の返還及び配当可能な財源もないとの回答があったので、損金経理を助言した。
貸倒損失	令和３年５月６日破産したＢ（株）の破産管財人に確認したところ、配当財産はないとの回答を得たので、損金経理を助言した。

相談の具体的内容や、破産管財人への確認により得た回答及びその回答を踏まえて、損金経理を助言した旨が記載されており、税理士がよく検討・確認している。

Ⅴ－１　具体的でない記載と具体的な記載例

所得税　法人税

５　総合所見

・　①納税者の税務に関する姿勢・認識、②法人・個人の経理状況、帳簿書類の保存状況、③内部けんせいの状況、④関与具合、⑤業況などを具体的に記載

具体的でない記載例

例７

５　総合所見
記帳は正確に行われており、法令の規定に従って申告書を作成した。 記帳が「正確に行われている」と判断した理由についての記載がないもの。

例８

５　総合所見
決算及び申告書の作成に関する税理士の諸要求に関し、会社は誠実に応じている。 税理士関与の状況（頻度や内容など）を記載し、諸要求に応じているエピソードを加えると説得力が増す。

Ｖ－１　具体的でない記載と具体的な記載例

所得税　法人税

例７、８を具体的に記載すると

具体的な記載例

○　パターン１

５　総合所見

日々の取引については、整然かつ明瞭に会計処理されており、原始記録の保存状態も良好である。また、契約書、請求書等の証拠書類についても、整然と保管されている。会計組織は適切に確立され内部けんせいは機能していると認められる。
取引内容については、毎月の監査時にチェックし、仕訳の誤りがあればその都度指導し修正させている。また、決算に当たっては、改めて全ての損益科目と資産・負債科目について内容を検討した。
毎月の監査の徹底と納税者により作成された各種帳簿の内容確認及び決算補正事項も正しく処理されていること等を勘案して、この申告は妥当であると認められる。
コンピューターを使用し、毎月会計処理を行っている。

総合所見において、①原始記録の保存状況、②日々の会計処理の状況、③内部けんせい、④巡回時の指導の状況等が詳しく記載されている。

○　パターン２

５　総合所見

領収書や請求書等の原始記録及びその他書類の整理保存は良好である。
毎月の監査時に取引内容をチェックし、仕訳の誤りがあればその都度指導し、修正させている。また、決算に当たっては、改めて全ての損益科目と資産、負債科目について〇〇税理士会作成の業務チェックリストを活用し内容を確認した。
また以前、税務調査を受け、一部売上計上漏れや現金管理の問題点等を指摘されたことに対しては謙虚に反省しており、現金有高は毎日確認して、現金出納帳と照合を行うよう当事務所が指示したところ、誠実に対応しており、改善努力が見られる。

税理士関与の状況（頻度や内容）が記載されている。
税務調査を受けての改善状況や、税理士からの指示に応じている状況等が記載されており、税務に関して前向きであることがうかがわれる。

Ｖ－２　その他記載例（申告所得税）

所得税

３（１）　計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
売上関係	○　期中の売上計上については、請求書（控）及び領収書（控）（預金通帳を含む。以下同じ。）と元帳の照合を行うとともに、期末に関しては、請求書（控）に基づき、売掛金の計上が正しいことを確認した。 ○　領収書（控）に基づき、入金内容と請求書（控）を検討し、売上げの計上漏れがないことを確認した。 ○　現金売上げについては、日々の日計表と現金出納帳の照合を行うとともに、レジロールについても照合を行い、計上漏れがないことを確認した。 なお、現金は日々レジロールと実際現金有高及び現金金種表により管理している。 自家消費は台帳が整備されており、毎月一括して計上されていることを確認した。 ○　工事請負契約書及び請求書（控）に基づき、工事収入の計上漏れがないことを確認するとともに、計上時期に誤りがないことを確認した。また、期末売掛金については、請求書（控）及び納品書（控）と領収書（控）とを照合し、計上漏れがないことを確認した。	売上計上について、**期中の経理方法**を記載していただくほか、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを詳細に記載していただくと有用なものとなります。 また、小売業やサービス業を営む者等の**現金売上げについては、日々の売上げの確認内容**を具体的に記載していただくと有用なものとなります。
売上原価関係	○　請求書及び納品書に基づき、仕入計上が正しいことを確認したほか、現金取引分については、領収書との照合も行い、計上漏れがないことを確認した。 ○　期末棚卸商品については、実地棚卸表に基づき最終仕入原価法にて適正に評価されていることを確認した。 ○　工事台帳及び請求書（控）により売上計上時期を確認した上で、未成工事支出金が適正に処理されていることを確認した。	**現金仕入れなど計上漏れになりやすい項目**について、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくと有用なものとなります。 また、**期末棚卸高との関係**についても記載していただくと、有用なものとなります。

Ｖ－２　その他記載例（申告所得税）

所得税

３（１）　計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
必要経費関係	○　請求書、領収書及びクレジットカードの利用明細書に基づき、全ての経費科目について支出内容を検討し、家事費が混入していないことを確認した。 ○　福利厚生費、接待交際費及び雑費については、事業用と家事用が明確に区分され、請求書及び領収書に基づき正しく計上されていることを確認した。 ○　水道光熱費、通信費、減価償却費及び固定資産税の各科目に係る家事関連費については、利用割合に基づき、事業用部分と家事用部分を明確に区分した上で、必要経費算入額が計算されていることを確認した。	**家事費が含まれていないかなど**について、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくと有用なものとなります。 **家事関連費については、事業用部分をどのようにあん分**しているか記載していただくと有用なものとなります。
支払保険料	○　長期総合保険については、保険証券に基づき払込方法を確認したところ、支払保険料に積立部分があるため、積立部分の保険料を資産計上し、積立以外の部分を必要経費に算入した。	**満期返戻金があるような保険**については、**積立部分がないか**など、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくと有用なものとなります。
修繕費	○　修繕費の中に資本的支出に該当するものがないことを請求書に基づき検討し、全額を修繕費として計上した。	**資本的支出に該当するものがないか**など、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくと有用なものとなります。
給与	○　給料賃金については、履歴書やタイムカードに基づき、給与の計上額が正しいことを確認したほか、源泉徴収簿に基づき源泉徴収税額が正しく計算されていることを確認した。	どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくと有用なものとなります。
専従者給与	○　専従者給与については、タイムカードに基づき、専従者の従事状況を確認した上で、届出内容（額）に基づき、専従者名義の預金通帳へ毎月末に支払われていることを確認した。	

Ｖ－２　その他記載例（申告所得税）

所得税

３（２）（１）のうち顕著な増減事項

区分	記載例	留意事項
売上関係	○　主要取引先である●●㈱からの受注が増加し、売上高が●●万円（●%増）増加した。 ○　売上高は●●万円増加しているが、令和●年●月に▲▲テレビの情報番組で取り上げられたことが要因の一つと考えられる。 ○　全体の売上げは●%減少した。その原因は、近隣に大手チェーン店が出店したことが考えられる。大手チェーン店に対抗するため、値引きとアフターサービスに努めたため、利益率が●%低下した。	売上高の増加（減少）について、**その要因を具体的**に記載していただくと有用なものとなります。 **事業内容及び収入金額について具体的に**記載していただくと、有用なものとなります。
売上原価関係	○　主要取引先の受注が増加（減少）したことにより、仕入高が●●万円増加（減少）した。 ○　販売商品は、前年まで自ら製造していたが、在庫が不足するようになったため、本年は全て同業者からの仕入れに変更した。そのため商品１個当たりの原価が●●円増加した。 ○　●●㈱の工事について、前年は工事材料を当方で発注し負担していたが、本年から●●㈱に発注し負担することになったため、仕入高が●●万円減少した。	売上額の増加に比べて仕入額が増加しているなど、**売上原価の顕著な増減について検討・確認した事項を具体的**に記載していただくと有用なものとなります。
一般管理費	○　令和●年●月からネット販売を開始したため、ＨＰのメンテナンス費用や商品の発送費が増加したことにより、外注費が●●円増加、消耗品費が●●円増加、通信費が●●円増加した。	**例年より多額な経費が発生した場合など、**経費関係の顕著な増減について、**その要因を具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
広告宣伝費	○　商品の売上減少に伴い、新聞に広告を定期的に折り込んだため、広告宣伝費が●●円増加した。しかし、販売促進の効果が見込まれないため、●月以降は取り止めた。	**例年より多額な経費が発生した場合など**、経費関係の顕著な増減について、**その要因を具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
人件費	○　主要取引先である●●㈱からの受注に対応するため、令和●年●月から●月までの外注費が●●円（●%増）増加した。 また、令和●年●月以降、従業員を新たに雇用したため、給与賃金が●●円（●%増）増加した。	**例年より多額な人件費が発生した場合など**、給料賃金や外注費関係の顕著な増減について、**その要因を具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
減価償却費	○　機械設備を●●円で購入したため、減価償却費が大幅に増加した。 なお、取得原資はＡ銀行からの本人名義の借入金である。	経費の顕著な増減について、**その要因を具体的に**記載していただくとともに、**資産の取得原資**についても併せて記載していただくと有用なものとなります。

※　顕著な増減事項については、記載に苦慮することと思いますが、調査担当者が一番知りたい事項でもあるため、より具体的に記載していただくと有用なものとなります。

Ｖ－２　その他記載例（申告所得税）

所得税

４　相談に応じた事項

区分	記載例	留意事項
売上及び売上原価関係	○　売り上げた商品に対する材料費が売上金額と相殺された場合、収入に計上する金額はいくらになるか相談を受けたため、相殺する前の金額を収入に計上し、材料費を仕入れに計上するよう指導し、適正に処理した。 ○　年末の時点で、商品の引渡しが済んでいるものの、代金を受け取っていない場合はいつ収入に計上するのか相談を受けたため、相手方に商品を引き渡した時点で収入に計上するよう指導し、適正に処理した。 ○　マンションの賃貸に当たり入居時の一時金の取扱いについて相談を受けたため、礼金・権利金・更新料は契約の効力発生日に収入に計上し、敷金・保証金は契約に基づき返還を要しなくなった時点で収入に計上するよう指導し、適正に処理した。	売上及び売上原価に係る相談に応じたものについて、相談された**内容及びそれに対する助言内容などを具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
棚卸資産	○　在庫の商品について、使用期限が経過したものを廃棄処分するに当たっての経理処理の相談を受けたため、品番及び単価明細を作成するとともに、廃棄を委託した業者から廃棄証明をもらい、廃棄した事実を明らかにするよう指導した。	棚卸資産の廃棄に係る相談に応じたものについて、相談された**内容及びそれに対する助言内容などを具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
青色専従者給与	○　事業主の長男（扶養対象）が店を手伝うこととなったので、専従者給与を支払うこととしたいとの相談があり、支給額について他の従業員と比較して労務の対価として妥当なものとなっているか、従事期間、労務の性質及びその提供の程度など、従事内容から検討した結果、月額○万円程度が適正であると助言し、適正に処理されていることを確認した。 　また、「青色専従者給与に関する届出書」を作成し、提出した。	専従者給与の額が適正であるかなど相談された**内容及びそれに対する助言内容などを具体的に**記載していただくとともに、**作成した書類**についても記載していただくと有用なものとなります。
減価償却費	○　●月に店舗改装を行ったため、減価償却費の計算方法等についての相談を受けたほか、改装費用の処理について資本的支出に該当するかの相談を受けた。 　工事請求書を基に検討し、資本的支出に相当する部分については、減価償却資産として処理した。 　また、改装費用の資金については、Ｂ公庫から改装費用●●円と休業中の運転資金●●円、合計●●円の融資を受けた。	相談された**内容及びそれに対する助言内容などを具体的に**記載していただくと有用なものとなります。 　また、**融資を受けた金融機関名及び融資額等の状況**について、記載していただくと有用なものとなります。

※　金額の適正性・妥当とした判断基準及びその後の処理てん末について、具体的に記載していただくとより有用なものとなります。

Ｖ－２　その他記載例（申告所得税）

所得税

５　総合所見

区分	記載例	留意事項
税理士の関与状況	○　原則として毎月訪問しており、取引内容については、請求書及び領収書を基にチェックし、仕訳の誤りがあればその都度指導し、修正している。 　なお、決算に当たっては、再度全ての損益科目と資産、負債科目について内容を検討した。	関与の状況については、**監査の実施時期及びその方法等を具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
経理状況・帳簿書類の保存状況	○　経理担当者である妻はベテランであり、税務知識も豊富である。 　記帳状況、現金管理及び証ひょう書類の保管・整理状況は良好であり、問題点等は早期に解決し、決算処理もスムーズに行うことができる。 ○　提示を受けた帳簿書類の範囲において、記帳は事実に基づいて行われ、申告書も法令の規定に則して作成していると認められる。	経理状況は、**経理担当者の税務に対する認識等**を、帳簿書類の保存状況は、**書類の保管・整理状況を具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
内部けんせいの状況	○　専従者である妻が、日々、実際の現金残高と帳簿上の残高を照合し、差額の原因を確認するなど、記帳状況、現金管理、証ひょう書類の保存状況も良好である。 ○　接待交際費は、領収書に使用目的や相手先を記載し、専ら事業の遂行上直接必要であることを明確にした上で適正に計上している。	**内部けんせいの状況や家事費との区分方法について、具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
納税者の税務に対する姿勢・認識	○　納税者は、決算及び申告書の作成に関し、税理士の求めに応じて全ての資料を提出しており、税務に対する認識は良好である。 ○　納税者は、以前、税務調査を受けた際、売上げの計上漏れを指摘されたことを反省しており、実際の現金残高と帳簿上の残高を日々業務終了後にチェックするなど計上誤りを自主的に確認しており、申告書の作成及び納税は適正に行われている。 　また、間違いがあった場合には、自主的に修正申告を行っている。	**納税者の協力度や申告及び納税に対する姿勢・認識について、具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
そ　の　他	○　事業内容は、古くからの商店街において、和菓子の製造販売を行っている。 　また、店舗販売のほか、通信販売も行っている。 ○　営業時間：10：00～19：00 　定休日：毎週水曜日 　客層：主に高齢者 ○　近隣に大型ショッピングセンターがオープンしたため、売上げが大幅に減少したものの、高齢者向けに商品を自宅まで配送するサービスを始めるなど、顧客の獲得に向けて努力している。	**事業内容等詳細について具体的に**記載していただくと有用なものとなります。

Ｖ－３　その他記載例（法人税）

法人税

３（１）　計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
売上関係	○　売上げについては、期中現金主義で経理しているため、期中の売上計上については、毎月の業務処理（巡回指導）時に売上げに関する領収書及び請求書などの証拠書類から確認しているほか、決算時の期末売上については、決算期末の納品書を確認し、当事業年度の売上金額が正しいことを確認している。 ○　支店ごとに売上日計表を作成しているため、この日計表を基に売上金額を支店ごとに集計し毎日計上している。その日の売上金は支店ごとの普通預金通帳へその都度入金している。 日々の現金過不足についても同様に処理している。 ●●用のクーポン券については、販売時に売上に計上している。 カード売上についても、日計表に記載し、売掛金としてその日の合計に集計処理している。	売上計上について、**期中の経理方法**を記載していただくほか、**期末の売上げ**をどのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくと有用なものとなります。
売上原価関係	○　仕入れについては、期中発生主義で経理していることから、毎月の業務処理（巡回指導）時に仕入れの内容について請求書及び納品書などの証拠書類から確認しているほか、決算時の期末仕入について、納品書から納品日を確認した上で検討している。また、期末に仕入れた商品等については、売上計上の有無を確認し、売上計上されていない商品等については、実地棚卸表に記載され、かつ期末棚卸高や未成工事支出金（以下「期末在庫」という。）として正しく計上されていることも併せて確認している。 ○　売上の減少に併せて、主要仕入先（親会社）の単価の見直しにより、仕入が増加し、利益率が低下した。	売上関係と同様に、売上原価についても、**経理方法や期末売上原価関係**について、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくと有用なものとなります。 また、**期末在庫などとの関係**についても記載していただくと、より有用なものとなります。
期末在庫関係	○　期末在庫については、最終仕入原価法で評価しており、決算期末である令和●年●月●日に従業員全員で本社及び倉庫内の商品について実地棚卸を実施し、棚卸の原票が実地棚卸表に正しく取りまとめられていることを確認している。 ○　評価換えをしている商品がある場合 期末在庫の●●については、●●●●であり、取得価額の○○%と評価換えしているが、評価換えしている商品の現物及びその後の売買状況から減額した金額が妥当であることを確認している。 ○　預け在庫がある場合 営業倉庫や仕入先等の社外に保管されている預け在庫については、保管証明書を会社に入手させ内容を検討し棚卸明細表と照合し確認した。	期末在庫については、**評価方法、実地棚卸の日時及び期末在庫の計上額**について、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくと有用なものとなります。 特に、**評価換えを行っている場合の具体的な評価方法、預け在庫の有無**（預け在庫がある場合には、どのような書類で預け在庫の金額を確認したか）について、記載していただくと、より有用なものとなります。

Ｖ－３　その他記載例（法人税）

法人税

３（１）　計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
経費関係	○　販売費及び一般管理費については、毎月の業務処理（巡回指導）時に請求書、領収書及びカードの利用明細書に基づき、支出内容を確認しており、交際費該当の有無についても確認している。 ○　未払賞与については、決算時に支給を受けるすべての使用人への通知事績を確認するとともに、事業年度終了後の1ヶ月以内である令和●年●月●日に通知した全ての使用人に支給されていることを給与台帳、振込通知書で確認した。	経費については、**他科目交際費の有無、消耗品費や修繕費に資産計上すべきものが含まれていないか**又は**資本的支出に該当**するものがないか、**代表者等が個人的に負担すべきものが含まれていないか**などについて、どのような書類に基づき、どのように確認していただいているかを記載していただくと有用なものとなります。
貸倒損失（雑損失）	○　貸倒損失として計上した●●円については、令和●年●月●●日にＸＸＸＸ株式会社に対して債権放棄を行った事実を内容証明郵便により確認した。	損失については、当期計上分について、**具体的に検討した事項**を記載していただくと有用なものとなります。
固定資産関係	○　①消耗品費・修繕費について、資産計上すべきものが含まれていないか請求書、工事契約書等から確認した。②除却・売却資産の有無を確認した。③償却費計上は、●●システムを利用して計算し、固定資産台帳と帳簿上の各資産種別ごとの取得価額・減価償却累計額が一致しているか確認した。④リース契約内容を確認した。 ○　特別償却を受けたＸＸ製造設備について、工場の作業日報等から決算期内である令和○年○月○日に事業の用に供されていることを確認した。	消耗品費や修繕費中に**資産に計上すべきものがないかなど具体的に検討・確認した事項**を記載していただくと有用なものとなります。 また、特別償却の対象となった資産や決算期末に取得した資産について、**決算期内に事業の用に供している事実**を記載していただくと有用なものとなります。

Ⅴ－３　その他記載例（法人税）

法人税

３（２）（１）のうち顕著な増減事項

区分	記載例	留意事項
売上関係	○　当社の主要商品であるソーラーパネルについては、企業の設備投資の促進に伴い、得意先ＸＸ社への売上高が○%増加した。また、令和●年●月に行った売上単価の値上げにより粗利益率も○%向上した。	売上高の増加又は減少（粗利益率等の増加又は減少）について、**その要因を具体的に検討・確認した事項**を記載していただくと有用なものとなります。
売上原価関係	○　自社商品の在庫が不足したことから、同規格の商品を同業のＸＸ社から仕入れて販売することとしたため、材料仕入高が増加した。 ○　受注金額は伸びたが、利益率の高い公共工事が前年比で平均●%程度減少したため、完成工事原価率は上昇した。完成工事高は増加したが、民間工事の回収が全額手形のため資金繰りが悪化した。このため、代表取締役から借入をして対処したことから、役員借入金が増加した。なお、その原資は、代表取締役が契約する生命保険会社からの借入によるものである。	売上原価の顕著な増減について、**具体的に検討・確認した事項**を記載していただくと有用なものとなります。
期末在庫関係	○　決算月において、同業のＸＸ社が新製品の発売をしたため、当社製品●●の販売が落ち込んだことから、期末在庫が一時的に増加した。決算終了後においては、過剰在庫とならないよう生産計画等を見直すよう検討している。	期末在庫の顕著な増減については、**その要因を具体的に検討・確認した事項**を記載していただくと有用なものとなります。

Ⅴ－３　その他記載例（法人税）

法人税

３（２）（１）のうち顕著な増減事項

区分	記載例	留意事項
経費関係	○　広告宣伝費の増加理由について、経費請求書及び経費使用稟議書から内容を確認したところ、令和●年●月から広告代理店ＸＸを通じてＴＶＣＭを行ったことから広告宣伝費が●●万円増加したことが確認された。 　なお、当ＣＭについては、販売促進の効果が認められなかったため、令和●年●月で打ち切っている。	経費関係の顕著な増減については、**その要因を具体的に検討・確認した事項**を記載していただくと有用なものとなります。 　特に、経費が**通常の年より多額に増加した理由**について記載していただくと有用なものとなります。
貸倒損失（雑損失）関係	○　取引先名　●▲■　破産手続終結　令和●年●月　貸付金●●●●円から最終配当金●●円を差し引いた●●●●円を貸倒損失として計上した。	損失関係の顕著な増減（特に多額な損失発生）については、**その要因を具体的に検討・確認した事項**を記載していただくと有用なものとなります。
固定資産関係	○　販売用のソフトウェアを取得価額●●円で購入したことから、減価償却費が▲▲円増加した。	固定資産関係の顕著な増減については、**その要因を具体的に検討・確認した事項**を記載していただくと有用なものとなります。

○　欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出する場合

区分	記載例	留意事項
欠損金の繰戻し還付請求関係	○　売上については、有名スーパーの進出や酒の販売自由化による集客力の低下により売上高が約●千万円減少した。また、店舗の拡張に伴い、従業員●名を新規採用したため、給与が●●万円増加した。更に、ＩＣＴ化を推進するため、パソコンの増設を行ったことから消耗品費が●●万円増加した。以上の理由から当期において、欠損申告となったため、欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出するに至った。	前期に納税した法人税の還付を受けるため、欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出する場合、その還付の原因となる**当期の欠損内容について、確認・検討していただいた事項を具体的に**記載していただくと有用なものとなります。 　特に、欠損内容については、その原因を確認するため、その要因について、具体的に記載していただくと有用なものとなります。

Ⅴ－３　その他記載例（法人税）

法人税

４　相談に応じた事項

区分	記載例	留意事項
売上及び売上原価関係	○　従業員の家屋の新築工事を請け負ったが、売上請求額が妥当であるか（経済的利益の供与に当たらないかどうか）相談を受けた。当社は、内装関係の請負が専門であり新築工事は専門外であることから他の建設業者の新築工事の利益率を基に検証し、請求額は妥当であると助言した。	売上及び売上原価に係る相談に応じたものについて、相談された**内容及びそれに対する助言内容などを具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
期末在庫関係	○　期末在庫に含まれている滞留品●●の評価方法について相談を受けた。滞留品●●については、仕入れてからの経過年数に応じて、一定の基準を設けて損金経理により帳簿価額の減額を行うことが可能であると助言した。	在庫の計上等に係る相談に応じたものについて、相談された**内容及びそれに対する助言内容などを具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
経費関係	○　役員報酬の増額について相談を受けた。役員報酬の総額及び各役員の支給限度額の範囲内において取締役会の承認を受け、事業内容に照らし相当であれば、損金算入できる旨回答し、適正に処理されていることを確認した。	経費に係る相談に応じたものについて、相談された**内容及びそれに対する助言内容などを具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
貸倒損失（雑損失）関係	○　貸倒損失の計上の可否について相談を受けた。 これに対し、貸倒損失の計上には公正妥当な会計処理の基準があることを説明した結果、時期尚早と認められたことから、当期損失の計上は行っていない。	貸倒損失、雑損失について、相談された**内容及びそれに対する助言内容などを具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
固定資産関係	○　中古マンションの購入について、取得に係る費用等の税務上の処理について相談を受けたため、費用の内容に応じて、資産計上すべきものと経費処理すべきものがあることを指導し、適正に処理されていることを確認した。	固定資産に係る相談に応じたものについて、相談された**内容及びそれに対する助言内容などを具体的に**記載していただくと有用なものとなります。
その他	○　新たな事業を起こすため、資金確保、銀行借入について相談を受けた。検討の結果、Ｘ銀行Ｙ支店より●●万円を借り入れた。また、消費税の確定、中間分が一部未納となっており、納付方法について相談を受けた。銀行借入の一部で決算後速やかに納付するよう指導した。	左記のほか、相談に応じた事項について、調査省略の参考となるものを記載していただくと有用なものとなります。

※　金額の適正性・妥当とした判断基準及びその後の処理てん末について、具体的に記載していただくとより有用なものとなります。

Ｖ－３　その他記載例（法人税）

法人税

５　総合所見

区分	記載例	留意事項
納税者の税務に対する姿勢・認識	○　決算書及び申告書の作成に関する税理士の指導・助言に対し会社は誠実に応じている。また、経理担当者の税務に対する意識は高く、適宜、従業員に対して研修も行っている。	納税者の税務に対する姿勢・認識について、具体的に記載していただくと有用なものとなります。
経理状況・帳簿書類の保存状況	○　申告書及び添付書類の作成にあたっては、●●税理士会作成の業務チェックリストを用いた項目全般にわたって確認しており、特に契約書、注文書、見積書等の証拠書類が整然と保存されていると認められ、このような状況から申告内容の総合的な評価を行った結果、適正な申告内容と認められる。	法人の経理状況・帳簿書類の保存状況について、具体的に記載していただくと有用なものとなります。
内部けんせいの状況	○　毎年、親会社の監査を受けるなど、内部けんせいが行き届いている。 経費の使用に当たっては、経理部長による厳重なチェックが行われている。代表者は、誠実に経理に当たっており、税務に対する理解も十分に認められる。	法人の内部けんせいの状況について、具体的に記載していただくと有用なものとなります。
税理士の関与状況	○　取引内容については、毎月、会社に臨場して請求書・領収証等の証ひょう類とのチェックを行い、仕訳の誤りがあればその都度指導し修正している。また、決算に当たっては、改めて全ての損益科目と資産・負債科目について内容を検討した。	税理士の関与状況について、具体的に記載していただくと有用なものとなります。
法人の経営状況	○　代表取締役●●は、事業熱心、税務に対する理解・認識が高い。経理については、経理部長▲▲（代表取締役の妻）が担当し、自社電算機により売掛金・買掛金管理表、在庫一覧表を作成している。㈱□□は、当社販路拡大のために設立された青果物の小売業を営む関係会社である。得意先量販店に新規出店が無く、取引先の既存店舗売上高も減少したため、売上高が●●千円（●%）減少した。しかし、販管費（●●千円）を削減し、営業損益では対前年比●●千円の増益となった。経常利益についても雑収入が●●千円増加、支払利息●●千円削減により、○○○千円を計上することができた。	法人の経営状況等について、具体的に記載していただくと有用なものとなります。
その他	○　以前、税務調査を受け、一部売上計上漏れを指摘されたことに対しては、謙虚に反省しており、以後収入の計上時期についてはタイムラグが発生しないよう、現金や帳簿管理に細心の注意を払っている。なお、帳簿は適切に管理されている。当方からの指導に対しても誠実に対応しており、納税に対しても前向きである。	左記のほか、調査省略の参考となる事項について、具体的に記載していただくと有用なものとなります。

消費税に係る有用事例

Ⅴ－１　具体的でない記載と具体的な記載例

消費税

具体的でない記載例

３　計算し、整理した主な事項

	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	輸出売上	全て輸出取引であることを確認した。	

輸出取引について、確認内容や確認方法の記載がない。

・ 勘定科目ごとの具体的な業務内容（どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認したか）
・ 計算・整理の際に留意した事項

具体的な記載例

３　計算し、整理した主な事項

	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	国内での売上（課税売上） 輸出に係る売上（輸出免税）	売上は、得意先台帳及び請求書をもとに、国内での売上（課税売上）及び輸出に係る売上（輸出免税）の区分を取引ごとに確認した。 なお、輸出に係る売上については、輸出許可証（インボイス）により、個々の取引事実の内容確認を行った。	得意先台帳 請求書 預金通帳 輸出許可証（インボイス）

課税売上及び輸出免税の区分の確認方法などについて、詳しく記載されている。

Ｖ－１　具体的でない記載と具体的な記載例

消費税

具体的でない記載例

５　総合所見

当期は高額の資産購入があり、還付申告となったが、申告内容は妥当であると認められる。

消費税の還付申告について、「申告内容が妥当である」と記載されているが、確認内容や確認方法の記載がない

・　①納税者の税務に関する姿勢・認識、②法人・個人の経理状況、帳簿書類の保存状況、③内部けんせいの状況、④関与具合、⑤業況などを具体的に記載

具体的な記載例

５　総合所見

毎月の監査時にチェックし、日々の取引については、整然かつ明瞭に会計処理されており、原始記録の保存状態も良好である。
また、契約書、請求書等の証拠書類についても、整然と保管されている。会計組織は適切に確立され内部けんせいは機能していると認められる。
当期は、高額の資産購入（約１億円の金属加工のプレス機の購入）があったことから、還付申告となったが、資産購入に係る見積書、注文書、契約書等の書類も適切に保存されており、当該資産の稼働状況についても確認している。
法人から提示を受けた証憑及び上記の状況を勘案すると、この申告は妥当であると認められる。

総合所見において、消費税の還付申告となった理由及びその還付理由となった購入資産についての書類や現物（稼働状況）の確認等について、詳しく記載されてる。

Ｖ－２　その他記載例（消費税）

３（１）　計算し、整理した主な事項

○　多額の還付が発生した場合

区分	記載例	留意事項
固定資産関係	○　建物（建物価額：●●●●万円、所在地：●●市▲▲町１－１、取得日：●年●月●日）の取得に伴い、多額の消費税還付申告となった。また、不動産売買契約書、登記事項証明書、引き渡し書、預金通帳（取引価額の決済確認）等から取引内容を確認しており、適正に処理されていることを確認した。	固定資産（建物等）等の高額な固定資産の取得に伴い、消費税還付を受けている場合、その還付の原因となった取引について、確認・検討していただいた事項を具体的に記載していただくと有用なものとなります。
輸出免税関係	○　注文書、商品明細書、船荷証券、インボイス、輸出申告書、輸出許可通知書、ＥＭＳ伝票などから、取引内容・決済状況を確認しており、適正に処理されていることを確認した。	輸出免税の適用を受けている場合、その還付の原因となった輸出取引について、確認・検討していただいた事項を具体的に記載していただくと有用なものとなります。

相続税に係る有用事例

Ⅴ－１　記載に当たっての留意事項

基本事項

申告書の作成に当たり、**税理士が確認し、又は相談を受けた内容等が同一で、書面への記載内容も同一となる場合**においては、その**相続人グループごとに連名で書面を作成することも可能**

- 連名で作成する際は、依頼を受けた相続人代表者１名の氏名・住所を第１面「依頼者」欄に記載し、第３面「６　その他」欄に、依頼を受けた相続人全員の氏名・住所を記載

税務代理権限証書の提出		有　（　相続税　）　・　無
依頼者	氏名又は名称	国税　太郎
	住所又は事務所の所在地	愛知県　●●市　●● 電話（052）123-4567
相続税の場合	被相続人の氏名	財務　一郎
	被相続人の住所	愛知県　●●市　●●

提示を受けた書類等

「１　提示を受けた書類等に関する事項」欄は、「相続税の申告のためのチェックシート」、又は「税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート」を参照し、相続人等から提示を受けた書類を記載

１　提示を受けた書類等に関する事項	
書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の書類等以外の書類等
固定資産評価証明書、公図、住宅地図、登記事項証明書、保護預り証、預貯金通帳、保険証書、借入金残高証明書、確定申告書綴、遺産分割協議書、葬式費用の領収書、相続人関係図、戸籍謄本、公租公課の領収書	

Ⅴ－２　各チェックシート様式

税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート

税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、相続税の申告書に添付する税理士法第33条の２の規定に基づく書面の作成に当たって、申告書を正しく作成していただけるよう、確認すべき事項をまとめたものであり、「確認事項」欄をご確認の上、「確認」欄に✓点記入をお願いいたします。

（注）・　法定添付書類は確認書類欄に「●」、提出をお願いしている書類は確認書類欄に「○」を表示しています。
・　確認書類欄において、「◇」で表示している書類は、添付の必要はございませんが、当該書類を添付することで、申告書作成の過程が明らかとなり、提出した方がよいと判断した場合は、添付欄「□」に✓点記入の上、当該確認書類の提出をお願いいたします。

（令和５年１月以降提出用）

項目		確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(レ)	添付(レ)
相続人等		① 法定相続人に誤りはありませんか。	● 戸籍の謄本、図形式の法定相続情報一覧図の写し等	□	□
		② 相続人に未成年者や障害者の方はいませんか。	◇ 特別代理人選任の審判の証明書、身体障害者手帳等	□	□
相続財産の分割等		① 遺産分割協議書がありますか。	○ 遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書	□	□
		② 遺言書がありますか。	○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書等	□	□
相続財産	不動産	① 未登記不動産はありませんか。	◇ 所有不動産を証明するもの（固定資産評価証明書、登記事項証明書等）	□	
		② 共有不動産はありませんか。		□	□
		③ 先代名義の不動産はありませんか。		□	
		④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。		□	
		⑤ 他人の土地の上に存する建物（借地権）や他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。	◇ 土地の賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	□	□
		⑥ 土地に縄延びはありませんか。	◇ 実測図等	□	□
	有価証券	① 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含みます。）。	◇ 証券、通帳又はその預り証	□	□
		② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権、増資による端株等はありませんか。	◇ 評価明細書、配当金支払調書等	□	□
	現金・預貯金等	① 相続の開始直前に、被相続人の預貯金口座等から出金された現金を確認し、相続開始日の現金残高を手元現金に含め計上していますか。	◇ 預貯金等の残高証明書、預貯金通帳等 ⇒（相続開始前　　年分確認）	□	□
		② 預貯金や現金などの増減について、相続開始前における入出金を確認していますか。		□	
		③ 名義（子、孫、養子等）は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか。		□	
		④ 既経過利息の計算は行っていますか。		□	
	事業用・家庭用財産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無を確認していますか。	◇ 資産・負債の残高表（青色決算書又は収支内訳書(控)）	□	□
		② 家庭用財産はありませんか。		□	
	生命保険金	① 生命保険金及び生命保険契約に関する権利はありませんか。	◇ 保険証券、支払保険料計算書等	□	□
		② 契約者（家族名義を含む。）と保険料負担者の確認を行っていますか。		□	
	退職手当金等	○ 退職手当金、功労金及び弔慰金等、退職手当金等に該当するものはありませんか。	◇ 退職金の支払通知書、取締役会議事録等	□	□
	立木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。	◇ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見など	□	□
	その他の財産	① 未収金（給与、地代、家賃、配当等）はありませんか。	◇ 賃貸借契約書、預貯金通帳、配当金支払通知書等	□	□
		② 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金、立替金等はありませんか。	◇ 借用証、法人税確定申告書(控)等	□	□

相続税の申告のためのチェックシート

相続税の申告のためのチェックシート（令和５年１月以降提出用）

このチェックシートは、相続税の申告書が正しく作成されるよう、一般に誤りやすい事項をまとめたものです。
申告書作成に際して、検討の上、申告書に添付してご提出くださるようお願いいたします。

なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】には、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの詳しい情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しておりますのでご利用ください。

また、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合は「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例』（特例措置）の適用要件チェックシート」等、個人の事業用資産についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合は「『個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除』の適用要件チェックシート」等の確認もお願いいたします（国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】に掲載しています。）。

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) ※印は提出をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は添付不要。
	相続財産の分割等	① 遺言書がありますか。	□	○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書又は公正証書による遺言書の写し	□	□※
		② 相続人に未成年者はいませんか。	□	○ 特別代理人選任の審判の証明書	□	
		③ 戸籍の謄本等がありますか。	□	○ 戸籍の謄本等（注１）	□	□
		④ 遺産分割協議書がありますか。	□	○ 遺産分割協議書の写し	□	□※
相続財産	不動産	① 未登記不動産はありませんか。	□	○ 所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等）	□	
		② 共有不動産はありませんか。	□			
		③ 先代名義の不動産はありませんか。	□			
		④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。	□			
		⑤ 日本国外に所在する不動産はありませんか。	□			
		⑥ 他人の土地の上に存する建物（借地権）及び他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。	□	○ 賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	□	
		⑦ 貸付地について、「土地の無償返還に関する届出書」は提出されていませんか。	□	○ 土地の無償返還に関する届出書	□	
		⑧ 土地に縄延びはありませんか。	□	○ 実測図等	□	
	事業(農業)用財産	○ 事業用財産又は農業用財産の計上漏れはありませんか。	□	○ 資産・負債の残高表、所得税青色申告決算書・収支内訳書	□	
	有価証券	① 株式・出資・公社債・貸付信託・証券投資信託の受益証券等の計上漏れはありませんか。	□	○ 証券、株券、通帳又はその預り証	□	
		② 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含みます。）。	□	○ 証券、株券又はその預り証	□	
		③ 増資等による株式の増加分や端株についての計上漏れはありませんか。	□	○ 配当金支払通知書（保有株数表示）	□	
		④ 株式の割当を受ける権利、配当期待権はありませんか。	□	○ 評価明細書等	□	
		⑤ 日本国外の有価証券はありませんか。	□			
	現金・預貯金	① 相続開始日現在の残高で計上していますか。（現金の残高も確認しましたか。）	□	○ 預貯金・金銭信託等の残高証明書、預貯金通帳等	□	
		② 未経過利息も計上していますか。	□			
		③ 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の預金も含みます。）。	□			
		④ 日本国外の預貯金はありませんか。	□			
		⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。 利息は、相続開始日に解約するとした場合の利率で計算し、その額から源泉所得税相当額を控除します。	□			
	家庭用財産	○ 家庭用財産の計上漏れはありませんか。	□			
	生命保険金・退職手当金等	① 生命保険金の計上漏れはありませんか。	□	○ 保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）等	□	
		② 生命保険契約に関する権利の計上漏れはありませんか。	□			
		③ 契約者が家族名義などで、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約はありませんか。	□			
		④ 退職手当金の計上漏れはありませんか。	□	○ 退職金の支払調書、取締役会議事録等	□	
		⑤ 弔慰金、花輪代、葬祭料等の支給を受けていませんか（退職手当金等に該当するものはありません。）。	□			

➢次頁に続く。

被相続人氏名

相続人代表
住　所

氏　名

電話　（　）

関与税理士　所在地　氏名　電話

（資４－81－１－A4統一）

国税庁HP掲載（ホーム／刊行物等／パンフレット・手引／相続税・贈与税関係／相続税・贈与税の申告のしかた・手引きなど）

Ｖ－３　モデルケース（関係者・財産の明細）

相続税

相続関係図



※平成26年
××市の土地の売却(２億円)



被相続人A
令和３年１月相続開始
住所：〇〇市△△１－１
Ｙ（株）元代表（創業者）



長男C
住所：〇〇市△△１－１
Ｙ（株）代表取締役



長女D
住所：◇◇県●●市
会社員



配偶者B
住所：〇〇市△△１－１
無職



二男E
住所：××市◆◆町
Ｙ（株）専務取締役



Y株式会社
昭和●年設立、不動産仲介業
所在地：◇◇市●●町５－３
元代表者（創業者）：A
現代表者：C

申告内容（財産の明細書）

種類	所在場所等	価額
宅地 （居住用）	〇〇市△△１－１	50,000,000
自用家屋 (木造・２)	〇〇市△△１－１	7,500,000
貸家 (鉄コ・３)	××市◇◇町１－３	16,000,000
株式	Y株式会社 ◇市●●町５－３	97,000,000
現金	〇〇市△△１－１	3,000,000
預貯金 (普通預金)	〇〇銀行△△支店	12,000,000
預貯金 (定期預金)	〇〇銀行△△支店	10,000,000
預貯金 (定期預金)	〇〇銀行△△支店 （配偶者B名義）	10,000,000
預貯金 (普通預金)	××銀行〇〇支店	5,000,000

Ⅴ－４　具体的でない記載と具体的な記載例

相続税

具体的でない記載例

・勘定科目ごとの具体的な業務内容（どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認したか）
・計算・整理の際に留意した事項

例１

３　計算し、整理した主な事項

	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	預貯金	残高証明書及び預金通帳を確認し、適正に計上した。	
（２）	（１）のうち個別的・特徴的な事項		
	特になし		

確認した書類の範囲（口座名義・期間）などの具体的な記載がされていない。

例２

３　計算し、整理した主な事項

	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	現金	長男Ｃから聴き取りを行い、手持ち現金として100万円計上した。	
（２）	（１）のうち個別的・特徴的な事項		
	特になし		

聴取内容や検討過程などが記載されていない。

Ｖ－４　具体的でない記載と具体的な記載例

相続税

例１を具体的に記載すると

具体的な記載例

３　計算し、整理した主な事項

	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	預貯金	平成25年１月からの取引状況等について、被相続人の預貯金通帳を分析すると、●●銀行△△支店の被相続人名義の預金から令和元年12月15日に15,000千円が現金で出金されていたが、長男Ｃの子（孫３名）に対して教育資金の贈与を行っており、特例の適用に関して必要な手続きは全て完了していた。	確認した金融機関は次のとおり。 ・●●銀行△△支店 ・××銀行○○支店 「事項」欄以外の分析結果は、申告書に別紙「入出金一覧表」を添付。

入出金一覧表

●●銀行△△支店

H30.1.10　10,000千円
- Ｔ保険へ払込

H30.12.25　3,300千円
- 孫３名へ110万円ずつ贈与

R 1.12.15　15,000千円
- 孫３名へ教育資金贈与

「事項」欄には、特に重要な内容を記載し、「備考」欄には、分析した書類の内訳や申告書に添付した参考資料の有無を記載すると、確認した範囲・分析結果がより明確となる。

- 記載例の様に、「事項」欄に記載したもの以外で確認し、説明すべき事項がある際は、「備考」欄への簡記、又は参考資料（一覧表等）を申告書に添付した上で、その旨を備考欄に記載する。

	（１）のうち個別的・特徴的な事項	備　　考
（２）	預貯金	相続開始７年前の平成26年５月に××市○○町○○－○（宅地）を２億円で譲渡しており、税金△△万円のほか、△△万円は貸アパート（××市◇◇町10－３）の建築資金に充て、残り10,000千円については、○○銀行○○支店の被相続人名義の定期預金（10,000千円）として、相続開始時点まで預け入れられていたことを確認した。

過去に不動産などの高額の譲渡があった場合、被相続人の財産形成に大きな影響を与えることから、売却代金がどのような形で財産として残っているかを記載する。

Ｖ－４　具体的でない記載と具体的な記載例

相続税

例２を具体的に記載すると

具体的な記載例

○　パターン１

３　計算し、整理した主な事項

	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	現金	現金については、被相続人の通帳を確認し、相続開始直前の令和△△年△月△△日に○○銀行○○支店の被相続人名義の普通預金から出金された△△万円は、長男が葬儀に備え出金したものであり、相続開始時点では現金で手元に保管されていたものと認められたため、現金として計上した。 なお、聴き取りを行った際には自宅金庫に●円保管されていることを確認し、差額は、葬儀費用（◇◇社へ●円、××寺へ●円）の支払分を除き、●名義の預金口座（●銀行●支店）へ入金されていることを通帳で確認した。	

通帳からの出金など、検討した結果が具体的に記載されている。
➢　税理士や弁護士などの第三者が金庫等の保管状況を確認した際は、その旨を記載することで、聴き取り内容の具体性がより増す。

○　パターン２

３　計算し、整理した主な事項

	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	現金	被相続人の預貯金通帳を分析すると、令和２年10月から相続開始日までの約３ヶ月間、被相続人名義の××銀行○○支店の普通預金口座から、週に１回、2,000千円の現金出金があったため、二男Ｅに対して、出金の理由等を確認したところ、「別居しているし、お金の話はしたことがないので、何に使ったかは分からない。」との回答があり、確認した資料からもその使途は解明できなかった。	・出金状況は以下のとおり。 R2.10.4　2,000千円 R2.10.12　2,000千円

通帳等から分析した内容と、相続人からの聴取内容を具体的に記載することで、納税者に対する責任の範囲も明確化される。

Ⅴ－４　具体的でない記載と具体的な記載例

相続税

具体的でない記載例

例３

・ 税務相談のうち、申告書の課税標準等の計算に関して特に重要な項目
・ 相談の結果、どのように反映されたか（どのような指導又は確認をしたのか）

４　相談に応じた事項	
事　　項	相　談　の　要　旨
相続財産の範囲	財産の名義にかかわらず、被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を相続人に説明した。

税理士側の説明事項のみで、説明後の対応や申告への反映結果が記載されていない。

例４

・ ①納税者の税務に関する姿勢・認識、②法人・個人の経理状況、帳簿書類の保存状況、③内部けんせいの状況、④関与度合、⑤業況などを具体的に記載

５　総合所見
特になし
６　その他
特になし

相続人の協力態度など、申告書の作成に当たっての所見が記載されていない。

Ⅴ－４　具体的でない記載と具体的な記載例

相続税

例３を具体的に記載すると

具体的な記載例

４　相談に応じた事項

事　　項	相　談　の　要　旨
相続財産の範囲	財産の名義にかかわらず、被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を相続人に説明した上で、各相続人の名義財産について、以下のとおり、被相続人からの贈与の有無、原資、管理・運用状況を確認した（確認した財産は別紙のとおり）。 配偶者Ｂ名義の○○銀行○○支店の定期預金（1,000万円）については、届出印や通帳等の管理状況、被相続人と配偶者の収入状況を確認し、被相続人に帰属する財産であると判断し、相続財産として計上した。 相談に応じた事項について、相続人への聴き取り内容や確認した資料が記載されているとともに、税理士が検討した結果まで記載されている。 長女Ｄに対しては、本人を含めた家族名義預金のうち、被相続人に帰属する預金がないか、長男Ｃを通じて確認を取ったが、原資や管理・運用状況等について、明確な回答は得られなかった。再度、直接長女Ｄに確認したところ、他の相続人に家族名義預金の内容を知られたくないとの理由から、具体的な説明はなかった。 相続人とのやりとりと資料不足等により確認できなかった点が詳しく記載されている。

Ⅴ－４　具体的でない記載と具体的な記載例

相続税

例４を具体的に記載すると

具体的な記載例

５　総合所見
申告書の作成に当たっては、「相続税の申告のためのチェックシート」を活用し、各項目の確認を行い、検討した。
６　その他
私は、被相続人が代表を務めていたＹ株式会社の顧問税理士を20年程前からしており、毎月訪問・指導を行い、また、被相続人の所得税申告についても関与していた。 関与する中で、被相続人から相続対策の相談を受けたため、孫３名に対する教育資金や110万円の生前贈与を提案し、実行している。 総じて相続人である配偶者Ｂ、長男Ｃの申告・納税に関する意識も高く、書類の保管・提出状況も良好であった。

税理士関与の状況や相続人の協力態度等が詳しく記載されている。

Ⅴ－５　その他記載例（相続税）

相続税

３（１）　計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
土　　地	○　自宅に保管された権利証及び○市からの固定資産税通知書等を確認したが、先代名義の土地は確認できなかった。 ○　●●町●●－●（宅地）については、登記事項証明書により持分を確認の上、共有持分により評価を行った。 ○　現況地目及び土地の利用状況（建物の利用状況）等については、現地確認を行うとともに、公図及び測量図を基に土地の形状を確認の上、評価を行った。 ○　●●町●●－●（宅地）の評価額については、実測図が法務局に届けられていたことから、当該図面を基に実測面積で計算した。 ○　●●町●●－●（宅地）の評価に当たり、同土地上の貸ビルＡ全●室のうち空室となっている▲室は、空室期間の利用状況及び賃借人の募集状況等の事実関係を総合勘案した結果、相続開始時点において賃貸の用に供されているとは認められなかったことから、貸家建付地の評価に際し床面積による賃貸割合に応じて、評価額を算出した。 ○　●●町●●－●（宅地）については、被相続人が主宰する㈱Ｂに賃貸し、同法人が貸ビルを建てて利用しているが、当該賃貸借について、同法人に保管されていた無償返還の届出書の提出を確認したので、自用地評価額の80%相当額で評価し、㈱Ｂの株式評価上、純資産価額に20%相当額を計上した。	土地建物の評価に当たっては、「相続税の申告のためのチェックシート」も参考に、未登記物件や共有物件の有無のほか、現地確認の結果や賃貸借契約等の状況を踏まえ、**個別事情がある不動産については、その事情及び評価額算出に当たっての考え方**をできるだけ具体的に記載（必要に応じて別紙に物件ごとの状況等を記載）していただくと有用です。
建　　物	○　貸ビルＣ（●●町●●－●）の評価に当たっては、相続開始時点における貸付状況を賃貸借契約書及び賃料が入金される預金通帳（●●銀行●●支店）で確認した上で、賃貸割合に応じて評価した。 ○　●●町●●－●の建物については、相続開始時において建築中（●年●月完成予定）であったため、その家屋の費用現価を契約書等により確認し、その100分の70に相当する金額によって評価した。	

Ｖ－５　その他記載例（相続税）

相続税

３（１）　計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
有価証券	○　㈱Ｄの株式について、家族名義分も含めて検討した結果、●（○株）、▲（○株）、◆（○株）（●、▲、◆は具体的な氏名）名義の株式は、設立時から配当金が被相続人名義の銀行●●支店に振り込まれており、各名義人はいずれも自身で株式購入資金を出したことはなく、自身名義の㈱Ｄの株式があるとの認識もないと話しているほか、名義人に株主総会の開催通知が届いていない状況等から、被相続人に帰属する株式と判断し、相続財産として計上した。 ○　各相続人及び孫名義の上場株式については、贈与証書により、被相続人から各名義人に贈与された事実を確認することができたことから、被相続人の財産とは認められなかった。 ○　㈱Ｅの株式の評価に当たっては、純資産価額の算定において、被相続人の死亡を保険事故として、㈱Ｅが生命保険金を受け取り、これを原資として、退職金を支払っていることから、資産の部に「生命保険金請求権」、負債の部に「保険差益に対する法人税額等」及び「未払退職金」をそれぞれ計上した。 ○　上場株式については、相続人から●●証券●●支店及び▲▲証券▲▲支店の２社の取引明細が提示されたため、各証券会社から平成●年●月から令和●年●月までの顧客勘定元帳及び相続開始日現在の残高証明書を取り寄せるとともに、配当金の支払いがある株式については、上場株式配当等の支払通知書により株式数を確認の上、単位未満株も含めて相続財産として計上した。 ○　預金通帳（被相続人名義●●銀行●●支店）を確認すると、平成●年●月●日に、●●証券●●支店から●円の振込みがあったため、●●証券●●支店から顧客勘定元帳を取り寄せ、取引の有無を確認したが、同●年●月●日に口座を閉鎖しており、相続開始時点での取引はなかった。	有価証券の財産計上に当たっては、**名義は異なる**ものの被相続人に帰属するものであるのか、**過去に贈与**されたものであるのかについて、**購入資金の検討**も含めて確認結果をできるだけ具体的に記載していただくと有用です。 また、純資産価額方式による取引相場のない株式の評価に当たっては、評価明細書第５表のうち**相続税評価額と帳簿価額の差異**について、できるだけ具体的に記載していただくと有用です。

Ｖ－５　その他記載例（相続税）

相続税

３（１）　計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
現金預貯金	○　現金については、相続人Ｆから、自宅の金庫に●円保管されていたとの聴き取り及び預貯金の取引状況により、相続開始日の所有額を推計するとともに、聴き取りを行った際には自宅金庫に●円保管されていることを確認し、差額は●名義の預金口座（●銀行●支店）へ入金されていることを通帳で確認した。 ○　預貯金は、家族（妻、子）名義も含めて、平成●年●月からの取引状況等について、相続人の収入及び生活状況を勘案の上、検討した（確認した通帳の写しを添付）。 ○　妻Ｂ名義の●●銀行●●支店の定期預金（▲▲万円）は、被相続人の経常収入（不動産収入）を原資として作成されたものであり、妻に確認したところ、贈与された認識はなく、届出印や通帳等の管理状況から、被相続人に帰属する財産であると判断し、相続財産として計上した。 ○　定期預金については、既経過利息も含めて相続財産に計上した。 ○　被相続人名義の●銀行●支店普通預金口座から、毎月、30万円の出金があったため、妻に聴き取りを行うとともに、家計簿等を確認すると、生活費として費消されていたため、相続税や贈与税の申告が必要な財産はないと判断した。 ○　被相続人と相続人の預貯金通帳を分析（詳細な分析結果は別紙）すると、被相続人名義の預金から平成●年●月●日に1,500万円が現金で出金されていたが、相続人Ｂの長男に対して教育資金の贈与を行っており、特例の適用に関して必要な手続きは全て完了していた。 ○　被相続人の預貯金通帳を分析すると、平成●年●月から相続開始日までの間、被相続人名義の複数の口座から、２～３か月に１回、200万円の現金出金があったため、子Ｇに対して、出金の理由等を確認したが、「別居しているし、お金の話はしたことがないので、何に使ったかは一切知らない。」との回答に終始し、確認した資料からもその使途は解明できなかった。	現金については、**相続開始直前**の預貯金の払い出しや**相続開始直後**の費消などについてできるだけ具体的に記載していただくと有用です。 預貯金については、確認の基となった通帳、取引履歴などの書類及び過去の高額入出金の確認事績並びに家族名義預金の有無（**判断根拠**）などについてできるだけ具体的に記載していただくと有用です。 また、**相続開始前の預金の推移**についても分析を行っている場合は、その分析項目及び判断結果等を、根拠とともに具体的に記載していただくと有用です。
その他の財産	○　●●生命保険の保険契約の契約者が妻Ｈ名義（契約番号●）及び長男Ｉ名義（同●）であったが、保険料は、被相続人名義●●銀行●●支店の普通預金口座から出金されていたことから、保険料負担者は被相続人と判断し、生命保険に関する権利として相続財産に計上した。	
債務葬式費用	○　借入金については、残高証明書により金額を確定させ、相続人から返済状況等を聴き取るとともに、その使途が相続財産として計上した賃貸アパート（●市●町）の建築資金であることを確認した。 ○　預り保証金については、賃貸借契約書により確認した。 ○　葬式費用等の領収書を確認し、葬式費用として控除できるものを分別した上で、計上した。	借入金については、その使途（相続財産へ反映されているか否か）などについてもできるだけ具体的に記載していただくと有用です。

Ⅴ－５　その他記載例（相続税）

相続税

３（２）（１）のうち顕著な増減事項

区分	記載例	留意事項
建物、現金・預貯金、債務	○　平成●年●月に建築した貸アパート（●●町●●－●）の建築資金は、●●銀行●●支店の被相続人名義の預金のうち▲▲万円及び●●銀行●●支店からの借入金▲▲万円を充てている（それぞれ当時の通帳で確認）。	高額財産を取得等している場合、その**資金の調達先**について確認等された内容を具体的に記載していただくと有用です。
現金預貯金	○　相続開始７年前から、●●病の治療・入院費及び薬代として、年間200万円（１か月当たり約15万円）の出金が認められた。 ○　相続開始直前の令和▲▲年▲月▲▲日に●●銀行●●支店の被相続人名義の普通預金から出金された▲▲万円は、長男が葬儀に備え出金したものであり、相続開始時点では現金で手元に保管されていたものと認められたため、現金として計上した。 ○　相続開始３年前の●年●月に●●町●●－●（宅地）を▲▲万円で譲渡しており、税金▲▲万円のほか、▲▲万円は上記の貸アパート（●●町●－●）の建築資金に充て、残り▲▲万円については、相続開始時点においても●●銀行●●支店の被相続人名義で契約された貸金庫（契約番号●）に保管されていたため、現金として計上した。	**相続開始前の預貯金口座からの多額の出金等**について、その流れや使途を分析・聴取された場合、その内容について具体的に記載していただくと有用です。

※　顕著な増減事項については、記載に苦慮することと思いますが、調査の実施の判断に重要な事項でもあるため、より具体的に記載していただくと有用なものとなります。

Ｖ－５　その他記載例（相続税）

相続税

４　相談に応じた事項

区分	記載例
相続財産の範囲	○　名義にかかわらず、被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を各相続人に説明した上で、各相続人及びその家族の名義財産について、被相続人からの贈与の有無、原資、管理運用状況を確認した。 確認の結果、Ｊ名義の有価証券（銘柄：●、▲株）については、Ｊがその存在について不知であり、被相続人の預金が原資となっていることが、被相続人名義の預貯金通帳等から判明したため、相続財産として計上した。
遺産分割協議	○　申告に当たっては、各種特例を最大限に活用できるよう遺産分割を行いたい旨の相談があったため、本件に適用可能である相法19の2（配偶者に対する相続税額の軽減）及び措法69の4　（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）の各規定を最大限に適用する場合の計算方法について説明した。 なお、預貯金については、配偶者が▲▲万円取得し、残りを各相続人が均等に相続すると合意したため、●銀行●支店の定期預金（口座番号●）については配偶者が取得し、その他の預金については解約した上で、均等に配分した。 また、全ての相続人の合意のもと、居住用建物の敷地について、小規模宅地等の特例を適用することとし、配偶者が単独で取得することとなった。

Ⅴ－５　その他記載例（相続税）

相続税

６　その他

区分	記載例
家族名義預金 不　明　出　金	○　申告書の作成に当たっては、「税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート【相続税】」を活用し、各項目の確認を行ったほか、次の点を検討した。 ・　家族名義預金のうち被相続人の借名預金と判断したもの以外の預貯金は、各々の収入を原資として蓄積されたものであるとの申述があり、確認した通帳等からは、申述を覆す事実は見つからなかったことから、各相続人の固有財産と判断した。 ・　平成●年●月からの預貯金を通帳により確認したところ、△△万円のＡＴＭからの出金が数回見受けられたが、その使途や贈与の有無を相続人Ｋに対して聴き取りを行い、贈与加算すべきものの有無などを検討した。 　その結果、相続開始直前の出金△△万円は、相続開始日において費消されていなかったものと想定されることから現金として計上したが、その他の出金については使途が解明され、問題点は認められなかった（検討内容等は別紙のとおり）。



税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、相続税の申告書に添付する税理士法第33条の２の規定に基づく書面の作成に当たって、申告書を正しく作成していただけるよう、確認すべき事項をまとめたものであり、「確認事項」欄をご確認の上、「確認」欄にレ点記入をお願いいたします。

（注）・　法定添付書類は確認書類欄に「●」、提出をお願いしている書類は確認書類欄に「○」を表示しています。
・　確認書類欄において、「◇」で表示している書類は、添付の必要はございませんが、当該書類を添付することで、申告書作成の過程が明らかとなり、提出した方がよいと判断した場合は、添付欄「□」にレ点記入の上、当該確認書類の提出をお願いいたします。

（令和５年１月以降提出用）

項目		確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(レ)	添付(レ)
相続人等		① 法定相続人に誤りはありませんか。	● 戸籍の謄本、図形式の法定相続情報一覧図の写し等	□	□
		② 相続人に未成年者や障害者の方はいませんか。	◇ 特別代理人選任の審判の証明書、身体障害者手帳等	□	□
相続財産の分割等		① 遺産分割協議書がありますか。	○ 遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書	□	□
		② 遺言書がありますか。	○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書等	□	□
相続財産	不動産	① 未登記不動産はありませんか。	◇ 所有不動産を証明するもの（固定資産評価証明書、登記事項証明書等）	□	
		② 共有不動産はありませんか。		□	□
		③ 先代名義の不動産はありませんか。		□	
		④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。		□	
		⑤ 他人の土地の上に存する建物（借地権）や他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。	◇ 土地の賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	□	□
		⑥ 土地に縄延びはありませんか。	◇ 実測図等	□	□
	有価証券	① 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含みます。）。	◇ 証券、通帳又はその預り証	□	□
		② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権、増資による端株等はありませんか。	◇ 評価明細書、配当金支払調書等	□	□
	現金・預貯金等	① 相続の開始直前に、被相続人の預貯金口座等から出金された現金を確認し、相続開始日の現金残高を手元現金に含め計上していますか。	◇ 預貯金等の残高証明書、預貯金通帳等 ⇒（相続開始前　　年分確認）	□	□
		② 預貯金や現金などの増減について、相続開始前における入出金を確認していますか。		□	
		③ 名義（子、孫、養子等）は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか。		□	
		④ 既経過利息の計算は行っていますか。		□	
	事業用・家庭用財産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無を確認していますか。	◇ 資産・負債の残高表（青色決算書又は収支内訳書（控））	□	□
		② 家庭用財産はありませんか。		□	
	生命保険金	① 生命保険金及び生命保険契約に関する権利はありませんか。	◇ 保険証券、支払保険料計算書等	□	□
		② 契約者（家族名義を含む。）と保険料負担者の確認を行っていますか。		□	
	退職手当金等	○ 退職手当金、功労金及び弔慰金等、退職手当金等に該当するものはありませんか。	◇ 退職金の支払通知書、取締役会議事録等	□	□
	立木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。	◇ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見など	□	□
	その他の財産	① 未収金（給与、地代、家賃、配当等）はありませんか。	◇ 賃貸借契約書、預貯金通帳、配当金支払通知書等	□	□
		② 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金、立替金等はありませんか。	◇ 借用証、法人税確定申告書（控）等	□	□

Ⅴ－６　その他記載例（贈与税）

３（１）　計算し、整理した主な事項

区分	記載例
土　　地	○　土地の評価額については、法務局に届けられている測量図に基づき、実測面積で計算した。
現　　金	○　贈与日は、贈与者からの振込年月日を預金通帳（○○銀行○○支店普通預金本人名義）により確認した。 ○　現金は、全て居住用の土地建物の取得資金に充てられていることを、通帳及び契約書から確認した。
生命保険	○　満期により受け取った生命保険金に係る保険契約者は本人であったが、保険料は契約当初から全て父が負担していたため、贈与財産と判断した。

４　相談に応じた事項

区分	記載例
贈与税の相続時精算課税制度の適用	○　納税者から、相続時精算課税の適用について、相談を受けたことから、特例の適否について、チェック表に基づき検討した上で、適用効果（今後の贈与や将来の相続時の取扱い）を説明するとともに、贈与者に相続が発生するまでの間、書類の保存が必要である旨の説明を行った。
住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の適用	○　納税者から、令和●年●月●日の現金贈与については、住宅を取得するためのものであり、住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の適用を受けたいとの相談を受けたことから、当該特例の適用要件を満たしているかどうかチェック表で確認するとともに、概要を説明した上で、同特例を適用した申告書を作成した。 　なお、建物は、未完成であったことから、現地確認をしたところ、屋根（骨組みを含む。）は完成しており、その他の特例要件も充足していることを確認したため、家屋の登記事項証明書は、居住後速やかに提出するよう指導した。